

# 消費税のしくみ



消費税は  
どのような税なの？

## 税の負担者と納税者

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。

- 消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています。
- 商品などの価格に上乗せされた消費税と地方消費税分は、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めます。
- 消費税が課税される取引には、併せて地方消費税も課税されます。

## 課税される取引

- 国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に課税されますので、商品の販売や運送、広告など、対価を得て行う取引のほとんどは課税の対象となります。
- 外国から商品を輸入する場合も輸入のときに課税されます。

## 非課税取引

次のような取引は、消費税の性格や社会政策的な配慮などから非課税となっています。

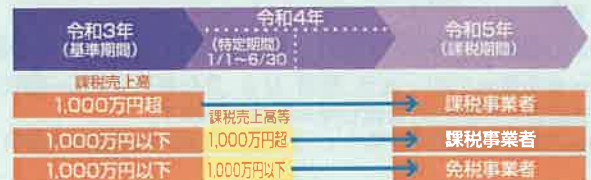
- ① 土地の譲渡、貸付け(一時的なものを除く。)など
- ② 有価証券、支払手段の譲渡など
- ③ 利子、保証料、保険料など
- ④ 特定の場所で行う郵便切手、印紙などの譲渡
- ⑤ 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
- ⑥ 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など
- ⑦ 外国為替など
- ⑧ 社会保険医療など
- ⑨ 介護保険サービス・社会福祉事業など
- ⑩ お産費用など
- ⑪ 埋葬料・火葬料
- ⑫ 一定の身体障害者用物品の譲渡・貸付けなど
- ⑬ 一定の学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費など
- ⑭ 教科用図書の譲渡
- ⑮ 住宅の貸付け(一時的なものを除く。)

## 納税義務者(課税事業者)

その課税期間(個人事業者は暦年、法人は事業年度)の基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の納税義務者(課税事業者)となります。基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その課税期間においては課税事業者となります。

特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間のことをいいます。  
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

### ○例:個人事業者の場合の基準期間と課税期間



令和3年の課税売上高が1,000万円超の場合には、令和5年は課税事業者となります。また、令和3年の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円超の場合には、令和5年は課税事業者となります。

注:輸入品にかかる消費税については、事業者以外も納税義務者となります。

## 免税事業者

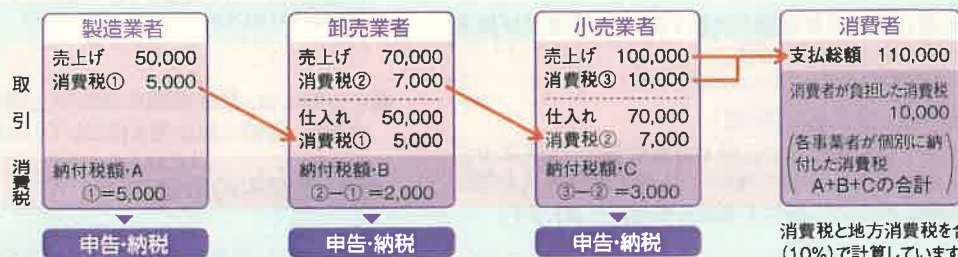
- 基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者(免税事業者)は、その年(又は事業年度)は納税義務が免除されます。
- なお、免税事業者でも課税事業者となることを選択することができます。

## 税率

- 標準税率10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)
- 軽減税率8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)

注1:軽減税率の適用対象は次の「消費税の軽減税率の適用対象」を参照ください。  
注2:地方消費税額は、消費税額の22/78です。

## ○消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ



消費税と地方消費税を合わせた税率(10%)で計算しています。(単位:円)

どんなものが  
軽減税率の  
対象になるの？



## 消費税の軽減税率の適用対象

①「酒類・外食を除く飲食料品」と②「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」の譲渡には、軽減税率が適用されます。

### 軽減税率の対象

#### ①「酒類・外食を除く飲食料品の譲渡」

- 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいいます。  
ここでいう「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。
- 「一体資産」とは、例えば、紅茶とティーカップのセットのように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。  
一定の要件を満たす一体資産は、飲食料品として軽減税率の対象となります。
- 「外食」や「ケータリング」等は、軽減税率の対象とはなりません。一方、「テイクアウト」や飲食料品の「宅配」等は、軽減税率の対象となります。
- 「外食」とは、飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル、椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。
- 「外食」か「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、販売者（売手）が顧客に意思確認を行うなどの方法で判定します。

#### ◇軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡の範囲（イメージ）



#### ②「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡」

- 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞を、定期購読契約に基づき販売する場合は、軽減税率の対象となります。
- 売店等での新聞の販売やインターネットを通じて配信される電子新聞は、標準税率となります。

消費税は  
どのように  
計算するの？



## 消費税の計算の仕方

消費税は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。

消費税率は複数税率のため、税率ごとに区分して計算する必要があります。

### 消費税(国税)の計算

#### 原則(一般課税)

$$\frac{\text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額}}{\text{課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額}} = \text{消費税額}$$

注1:「課税売上げに係る消費税額」、「課税仕入れ等に係る消費税額」については、それぞれ税率の異なるごとに区分して計算した金額を合計します。

注2:中小事業者の方の売上税額の計算については令和5年9月30日までの期間、税額計算の特例が設けられています。

- 課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、帳簿及び請求書等の保存をする必要があります。  
詳しくは次の「区分記載請求書等保存方式」を参照ください。

#### 簡易な計算方法(簡易課税制度)

- 課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

$$\text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \left( \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率} \right) = \text{消費税額}$$

#### ◇みなし仕入率

第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業等)小売業、農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)	80%
第3種事業(製造業等)農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、建設業、製造業など	70%
第4種事業(その他)飲食店業など	60%
第5種事業(サービス業等)運輸・通信業、金融・保険業、サービス業	50%
第6種事業(不動産業)	40%

注:2種類以上の事業を営んでいる場合は、原則として、課税売上高を事業の種類ごとに区分し、それぞれの事業区分ごとの課税売上高に係る消費税額にみなし仕入率を掛けて計算します。

- この制度は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者が、事前に届出書を提出している場合に適用されます。

### 地方消費税の計算

$$\text{消費税額} \times \text{地方消費税税率}^* = \text{地方消費税額}$$

※地方消費税率は「78分の22」です。